



## 投票に関するQ & A



北九州市選挙管理委員会の協力のもと、北九州市手をつなぐ育成会が作成

### ◎投票所について

Q 1. 保護者や介助者は記載台まで付き添うことはできますか？

A 1. いっしょに付き添うことができます。  
ただし、代わりに投票用紙に記入することはできません。

Q 2. 保護者・介助者がいない場合、投票所内での移動の支援など頼めますか？

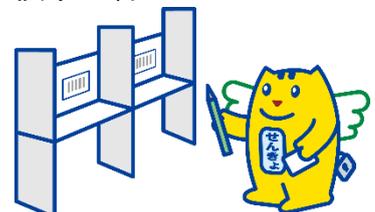
A 2. もちろん、投票所内の案内など丁寧に対応させていただきます。  
北九州市選挙管理委員会では、選挙人の特性に配慮した支援として、「投票支援カード」を導入しています。  
「投票支援カード」とは、選挙人が必要とする支援を事前に記入していただき、投票所の職員に渡していただくことで、必要な支援を受けることができるというもので、こちらもご活用ください。  
なお、「投票支援カード」は、市選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます。

また、座って記入することができる記載台も準備しています。ご希望の方は職員に申し出ただけであれば、ご案内します。また、記入にかかる時間制限などはありませんので、ゆっくりと記入してください。

Q 3. 投票所内に周りの目が気になる選挙人のために仕切られた場所などがありますか？  
また、人混みが苦手なので、人混みがなくなるまで待つ場所がありますか？

A 3. 投票は、投票管理者や投票立会人の面前で行われる必要があり、その妨げとなるような仕切りスペース等は、設けることができません。  
混雑時など、人混みが苦手な場合は、投票所の職員にご相談ください。投票所ごとの制約はありますが、可能な限りの対応はさせていただきます。

また、投票所に入った後、体調面などで、どうしても記入ができない場合は、投票用紙を職員に返還して、一旦退室することができます。投票は行われていないので、再度、投票を行うことができます。



## ◎投票の方法について

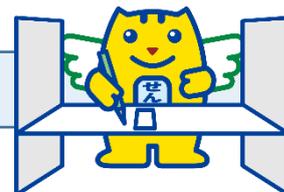
Q4. 入場整理券（自宅に送られて来たはがき）について教えてください。

- A4. 投票をスムーズに行うものなので、ぜひお持ちください。  
なお、忘れた場合やなくした場合なども、もちろん投票できます。  
その際、選挙人名簿との照合を行うため、療育手帳などお持ちいただくと手続きがスムーズに行えます。

Q5. 候補者名を書くことができません。何か良い方法はありますか？

- A5. 投票所の職員が選挙人に代わって記入する「代理投票制度」があります。  
この制度をご希望の方は、投票所の職員に代理投票を申し出てください。職員2名で対応し、本人の意思確認を行いながら、職員が投票用紙に記入しますので、ご意思に沿った投票ができます。  
また、代理投票の申し出は「投票支援カード」を活用して行うこともできます。

Q6. 候補者の名前を忘れてしまいます。メモなどは持ち込めますか？



- A6. 記載台には、候補者一覧が掲示されています。  
忘れてしまう場合には、メモなどを投票所内に持ち込むことができます。また、選挙公報など、候補者の切抜きを持ち込むこともできます。  
また、持ち込んだメモによる代理投票も可能です。投票したい候補者について、メモを使って、職員に伝えてください。

Q7. 候補者名を漢字で正しく記入しないと無効票になりますか？

- A7. 候補者名が正しく記入されていない場合でも、選挙人の意図と候補者名とが合致すれば、有効と判断されます。  
また、「ひらがな」「カタカナ」のみで記入しても有効です。なお、「姓のみ」「名のみ」でも有効とされますが、「同姓」「同名」の候補者がいる場合は、按分の対象となります。  
また、選挙人の意図が判別できる場合でも、「○」「×」「頑張れ」や「自分の名前」などを合わせて記入した場合は、無効になります。候補者名（又は政党名）のみ記入してください。



Q 8. 投票用紙に書き間違えた場合どうすればよいですか？

- A 8. 書き間違えた場合は、その箇所を二重線で取り消してください。そして、その隣に正しい候補者名を記入してください。  
記入するスペースがない場合は、欄外に書いても構いません。  
落ち着いて記入することを心がけてください。

◎その他



Q 9. 投票所に使い慣れたペンを持ち込んで使えますか？

- A 9. 鉛筆を準備していますが、使い慣れたボールペン等を持ち込んで、記入しても構いません。

Q10. 投票所に忘れ物をしました

- A10. 投票所の職員に申し出てください。対応します。

Q11. 当日投票所と期日前投票所とでは、対応の違いはありますか？

- A11. 当日投票所と期日前投票所における対応の違いはありません。  
なお、期日前投票所では当日投票所と比べ、従事する職員が多いため、その分スムーズに対応することができます。また、区役所の期日前投票所では、選挙管理委員会の職員も従事しているため、**前述Q3**のような場合も様々な対応が考えられます。  
体調面などの状況にあわせ、当日投票所、または期日前投票所をご利用ください。  
※期日前投票所によって、開設日時が異なります。詳しくは、市選挙管理委員会ホームページ、または居住区の選挙管理委員会にお問合せください

居住区の選挙管理委員会	電話番号
門司区選挙管理委員会（門司区役所内）	093-331-1880
小倉北区管理委員会（小倉北区役所内）	093-582-3302
小倉南区管理委員会（小倉南区役所内）	093-951-4113
若松区管理委員会（若松区役所内）	093-761-5328
八幡東区管理委員会（八幡東区役所内）	093-671-2887
八幡西区管理委員会（八幡西区役所内）	093-642-1443
戸畑区管理委員会（戸畑区役所内）	093-871-3453